



東京都の 中小企業向け融資制度 (東京都中小企業制度融資)のご案内

- 創業、事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります。

主な新規・拡充内容

中小企業が直面する重要課題に対応します！

【政策課題対応資金の新設】

NEW 稼ぐ力 創出融資	イノベーション創出 支援	○対象：革新的な製品・サービス等の事業化を目指す事業者 ○信用保証料：2分の1を補助(小規模企業者)
	成長産業育成 支援	○対象：成長産業分野に取り組む事業者 ○信用保証料：2分の1を補助(小規模企業者)
NEW 社会課題 解決融資	ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム 支援	○対象：ソーシャルビジネスに取り組む認定 NPO 法人等やソーシャルファーム ○信用保証料：2分の1を補助
	ゼロエミッション 支援	○対象：環境負荷低減等に取り組む事業者 ○信用保証料：2分の1を補助(小規模企業者)
	BCP・サイバー セキュリティ対策 支援	○対象：事業継続計画（BCP）の策定やサイバーセキュリティ対策に取り組む 事業者 ○信用保証料：2分の1を補助(小規模企業者)
	働き方改革支援	▶ 女性活躍推進特例を新設(融資利率：0.4%優遇 信用保証料：3分の2を補助) ○対象：テレワークや時差出勤などの働き方改革に取り組む事業者 ○信用保証料：2分の1(テレワーク又は女性の活躍推進は3分の2)を補助

【事業承継融資の拡充】「事業承継経営者保証不要型」

- 一定の財務要件等を満たした場合に、経営者の個人保証が不要
- 信用保証料：2分の1又は0.2%相当分のいずれか高い方を補助(最大で信用保証料負担がゼロ)

【補助金・助成金つなぎの新設】

- 補助金等が交付されるまでのつなぎ資金に活用可能
- 対象：産業労働局所管(商工部、観光部又は雇用就業部)の補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う事業者

<特徴>

○都が2030年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー

○融資期間はメニューの中で最長の15年以内、融資利率は最優遇の7年以内1.7%以内、7年超15年以内2.2%以内

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1}		融資利率 ^{※2}	信用保証料 補助
					運転資金	設備資金		
革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む方	NEW 稼ぐ力創出 融資	イノベーション創出支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ▶ 都の「未来を拓くイノベーションT O K Y Oプロジェクト」または「5 Gによる工場のスマート化モデル事業」を利用している。 ▶ (公財)東京都中小企業振興公社の「ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)」の修了、 「イノベーション多摩支援事業のマッチング支援及びプロジェクト支援」または「革新的サービスの事業化支援の事業化支援」を利用している。 ▶ 東京都知事がイノベーション創出に資する取組として、別に指定するもの。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.7%以内~2.2%以内	小規模企業者 1/2	
		成長産業育成支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ▶ 都の「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を利用している。 ▶ (公財)東京都中小企業振興公社の「次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業」、「革新的事業展開設備投資支援事業(事業区分Ⅱ 成長産業分野)」または「医療機器産業参入促進助成事業」を利用している。 ▶ 東京都知事が成長産業分野の育成に資する取組として、別に指定するもの。					
働き方改革(テレワークや時差出勤等)や女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方	NEW 社会課題 解決融資	働き方改革支援 〔TOKYOウイメンズサポート ^{※3} (女性活躍推進特例)〕	次のいずれかの都の事業に取り組んでいる中小企業者又は組合 ▶ 「ワークスタイル変革コンサルティングの支援」及び「テレワーク」 ▶ 「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業の支援」及び「テレワーク」 ▶ 「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)テレワーク機器導入事業の助成」及び「テレワーク」 ▶ 「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)サテライトオフィス利用事業の助成」及び「テレワーク」 ▶ 「T O K Y O働き方改革宣言企業の承認」及び「働き方改革」(平成29年度以降に承認を受けた企業に限る。) ▶ 「家庭と仕事の両立支援推進企業に登録」及び「家庭と仕事の両立支援」 ▶ 「時差Bizに参加」及び「時差出勤やテレワークなど働き方の転換」	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.7%以内~2.2%以内 (特例 上記より0.4%優遇)	全事業者 1/2 ただし、テレワークの 取組又は特例は 2/3	
認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方		ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ▶ 認定N P O法人、特例認定N P O法人の認定を取得している。 ▶ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファームの認証を取得している。			1.7%以内~2.2%以内	全事業者 1/2	
二酸化炭素排出の削減など環境負荷低減に取り組む方		ゼロエミッション支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ▶ 都の「地球温暖化対策報告書を提出し、東京都環境局のウェブサイトに公表されている」、「地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業で省エネコンサルティング」または「LED照明等節電対策促進助成事業」を利用している。 ▶ ISO14001又はエコアクション21の認定を取得している。 ▶ 東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの。			1.7%以内~2.2%以内	小規模企業者 1/2	
自然災害等に備えるため、BCPを策定する方やサイバーセキュリティ対策に取り組む方		BCP・サイバー セキュリティ対策支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ▶ (公財)東京都中小企業振興公社の「BCP実践促進助成事業の利用」または「BCP策定講座(ステージ2)にてBCPを策定」している。 ▶ 商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCPを策定している。 ▶ (公財)東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ対策促進助成事業」を利用している。 ▶ 東京都中小企業団体中央会の「団体向けリスクマネジメント普及啓発事業」の特別支援を利用している。 ▶ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のSECURITY ACTIONの2段階目(★2つ星)を取得している。			1.7%以内~2.2%以内	小規模企業者 1/2	
金融機関による独自の支援を受けたい方	金融機関 提案融資	金融機関提案	中小企業が直面する課題や都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定	金融機関所定	全事業者 0.2%相当分	

このほか、金融機関提案融資(政策特別)を実施しています。

令和2年度 東京都中小企業制度融資 新型コロナウイルス感染症の主な対応メニュー一覧

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1}		融資利率 ^{※2}	信用保証料 補助
					運転資金	設備資金		
新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている方	NEW 緊急融資	新型コロナウイルス感染症対応 緊急融資	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ▶ 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。 ▶ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	15年以内 (3年以内)	1.7%以内~2.4%以内	全事業者 10/10
		新型コロナウイルス感染症対応 緊急借換	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ▶ 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。 ▶ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 ▶ 保証協会の保証付融資を利用していること。 ▶ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。		10年以内 (2年以内)	-	1.7%以内~2.2%以内	全事業者 10/10 又は 2/3
		危機対応 融資	次のいずれにも該当し、国の「危機関連保証に係る区市町村長の認定」を受けた中小企業者又は組合 ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障をきたしていること。 ▶ 最近1か月間の売上が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。		2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	1.5%以内~2.0%以内*	全事業者 10/10

※1 据置期間を含みます。
 ※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率(*)のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。
 ※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

こんな方におすすめ	主な資金使途	融資メニュー	融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1}		融資利率 ^{※2}	信用保証料補助		
					運転資金	設備資金				
事業運営全般の資金を調達したい方	事業運営に必要な運転・設備資金 融資期間1年の短期継続資金	小規模事業融資	小口 〔小口支援特例 ^{※3} 〕	全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	1.9%以内~2.5%以内* (特例 上記より0.4%優遇)	全事業者 1/2	
			クイックつなぎ(小口)	東京都中小企業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している小規模企業者〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	300万円 (同)	2年以内	—	1.9%以内*	—	
	中小企業者全般 従業員数が、製造業等30人以下 (卸・小売・サービス業は10人以下の事業者)	事業運営に必要な運転・設備資金 融資期間1年の短期継続の運転資金	一般事業融資	事業一般 〔受注対応特例 ^{※3} 〕	中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内) (特例 2年以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	—
				クイックつなぎ(事業一般)	東京都中小企業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している中小企業者又は組合	500万円 (同)	2年以内	—	—	
		事業運営に必要な運転・設備資金	小規模特別(事業一般)	従業員数が「製造業等30人以下(卸・小売・サービス業は10人以下)」の中小企業者	8,000万円	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	2.1%以内~2.7%以内	—	
補助金等が交付されるまでのつなぎ資金	NEW 補助金・助成金つなぎ	産業労働局所管(商工部、観光部又は雇用就業部)の補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内	—	1.7%以内~2.2%以内	—			
創業前後の方	創業前後に必要な運転・設備資金	創業融資	創業 〔創業支援特例 ^{※3} 〕	(1)現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3)分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の中小企業者	3,500万円 (1)は、自己資金に2,000万円を加えた額の範囲内	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	1.9%以内~2.5%以内 1.5%以内~2.0%以内* (特例 上記より0.4%優遇)	全事業者 1/2	
	販路開拓を検討している方	販路開拓融資	海外展開支援	日本貿易振興機構等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)	—	1.7%以内~2.2%以内	小規模企業者 1/2	
海外展開を検討している方	ビジネスチャンス・ナビ		〔ビジネスチャンス・ナビA型〕 「ビジネスチャンス・ナビ2020」にユーザー登録している中小企業者又は組合	2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)	—	1.7%以内~2.2%以内	—		
成長発展を目指すための資金を調達したい方	国内で受注拡大を目指している方	設備融資	設備投資・ 企業立地促進	〔ビジネスチャンス・ナビB型〕 「ビジネスチャンス・ナビ2020」にユーザー登録し、かつ掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内	—	1.7%以内~1.8%以内	—	
	設備投資を検討している方			〔設備投資〕 事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	—	1.7%以内~2.4%以内	全事業者 2/3	
	機械設備の投資を検討している方	工場・事務所・店舗の 新増設・移転等に必要な資金	〔企業立地促進〕 引き続き1年以上同一事業を営んでおり、東京都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	—	1.7%以内~2.4%以内	全事業者 1/2		
	工場・事務所・店舗の 新増設・移転等 を検討している方	経営強化融資	経営強化 〔強化認定革新特例 ^{※3} 〕	〔強化支援〕 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行を行う中小企業者又は組合〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 7年以内 〔借換の場合10年以内〕	—	1.7%以内~2.2%以内 (特例 上記より0.2%優遇)	小規模企業者 1/2	
	事業計画を策定し、実行する方			〔強化認定〕 中小企業等経営力強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	—	—	
支援機関の支援を受けている方	事業承継前後に必要な運転・設備資金	事業承継融資	事業承継 〔事業承継支援特例 ^{※3} 〕	〔事業承継一般〕 (1)10年以内に事業承継を予定している又は事業承継後5年未満の中小企業者又は組合 (2)事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者 〔事業承継経営者保証不要型〕 ^{NEW} (3)3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は令和2年1月から令和7年3月までに事業承継を実施し、承継後3年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	10年以内 (1年以内)	1.7%以内~2.2%以内 (特例 上記より0.2%優遇)	全事業者 1/2 又は 0.2%	
中小企業等強化認定法の 認定を受けた方	経営安定融資	経営セーフ	経営セーフ	〔事業承継個人融資型〕 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	—	1.7%以内~2.4%以内 (特例 上記より0.2%優遇)	全事業者 1/2	
事業承継前後の方				経営一般	災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合 〔①最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込、②仕入価格20%以上上昇、③金融機関総借入10%以上減少、④倒産等企業の債権保有、⑤災害の影響を受けている、⑥東京都知事が指定するもの(2020関連)等〕	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	1.7%以内~2.2%以内	小規模企業者 1/2 ただし、融資対象⑥ は、全事業者1/2
経営の安定化に必要な資金を調達したい方	災害等の影響を受けている方	経営改善	経営改善	〔改善支援〕 経営支援機関等による支援を受け、自ら改善計画を策定・実行しようとする中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (1年以内)	—	1.7%以内~2.4%以内	小規模企業者 1/2	
	区市町村の認定を受けている方			〔改善サポート〕 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者又は組合〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (1年以内)	—	1.7%以内~2.4%以内	小規模企業者 1/2	
	区市町村の認定を受けていない方	借換融資	特別借換	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者又は組合	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10年以内 (6か月以内)	—	金融機関所定	小規模企業者 1/2	

このほか、一般事業融資(極度枠設定、組合向け)、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資を実施しています。

※1 据置期間を含みます。
 ※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率(※)のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。
 ※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

ご利用いただける方

- 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む
中小企業者又は組合

（保証対象とならない業種：農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、宗教法人等）

- ▶ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。 ※ 中小企業信用保険法第2条第1項による。

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業
① 資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
② 従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

このうち、従業員数が製造業等20人以下（卸・小売・サービス業は5人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

- 許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融資利率

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
(1) 責任共有制度対象：信用リスクの80%を東京信用保証協会が、20%を金融機関が負担
(2) 責任共有制度対象外：信用リスクの全てを東京信用保証協会が負担
 - 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。
- 詳細については、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。

信用保証料

- 信用保証料とは、東京信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。東京都中小企業制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が、信用保証料の一部を東京信用保証協会に対して補助することを通じて、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合

区分(残高を含む合計額)	信用保証料率(年率)
500万円以下	0.27% ~ 1.19%
1,000万円以下	0.33% ~ 1.33%
1,000万円超	有担保 0.35% ~ 1.39%
	無担保 0.45% ~ 1.49%

責任共有制度の対象外となる場合

区分(残高を含む合計額)	信用保証料率(年率)
500万円以下	0.30% ~ 1.38%
1,000万円以下	0.37% ~ 1.54%
1,000万円超	有担保 0.40% ~ 1.62%
	無担保 0.50% ~ 1.72%

※ セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は0.34%~0.80%、「事業承継経営者保証不要型(専門家の確認を受けた場合)」を利用する場合は0.2%~1.15%、「企業再生(再生法的整理)」を利用する場合は東京信用保証協会の定めるところによります。

※ 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書(写し)のいずれかを提出した場合、信用保証料率が0.1%優遇されます(ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。)

保証人・物的担保

【保証人】

原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要です(※)。ただし、組合は、その実情に応じて、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合があります。

(※) 次のいずれかに該当し、保証協会が認める場合は、法人代表者の個人保証を不要とします。

- 申込金融機関が、そのプロパー融資(信用保証協会等による保証を付さない融資)について法人代表者の個人保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でない等の一定の要件を充足している場合
- 法人又は法人代表者等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

【物的担保】

既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円以下の場合、原則として無担保とします。合計が8,000万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

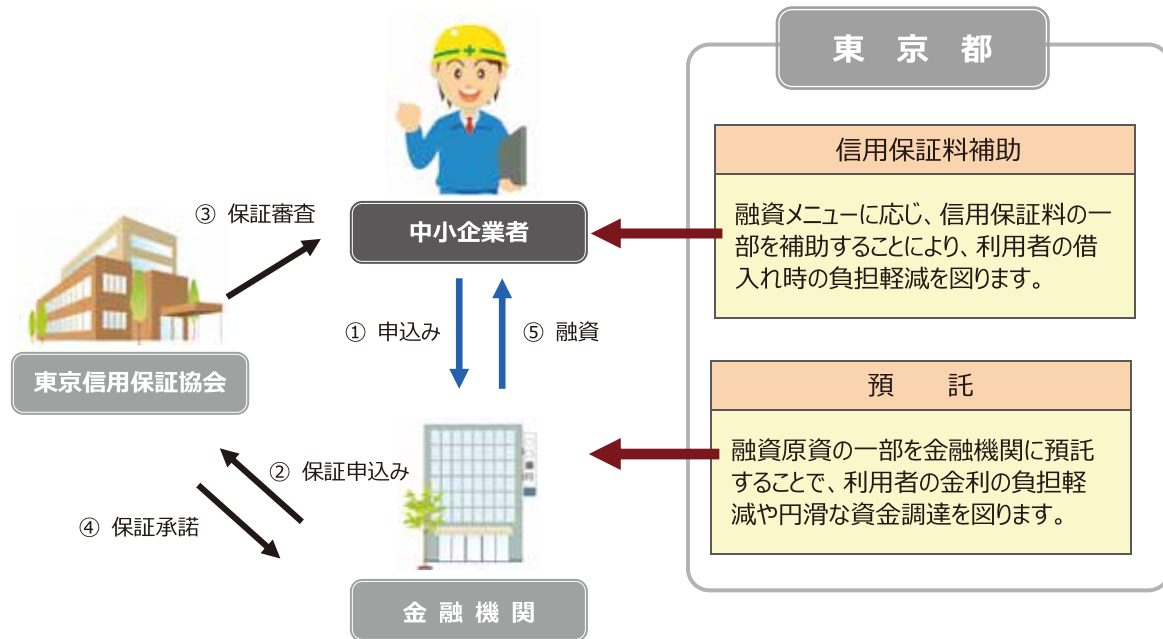
※ 詳細については、融資ごとに定めます。

主な特例制度

特例メニュー	要件	優遇内容
TOKYOウイメン・ビズサポート (女性活躍推進特例)	厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目 1 から 14 全てを公表しているもの	融資利率を 0.4%優遇 保証料補助を 1/2→2/3に
小口支援特例	次のいずれかに該当するもの ・ 商工会議所・商工会の経営指導を 1 年以内に 6 か月以上複数回受けた ・ 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた	融資利率を 0.4%優遇
受注対応特例	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とするもの	対応する受注による売上金の入金に応じた一括返済等が可能
創業支援特例	区市町村の認定特定創業支援事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
強化認定革新特例	経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0.2%優遇
事業承継支援特例	地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援及び東京都中小企業振興公社による事業承継・再生支援事業による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇

制度融資のしくみ（お申込みの流れ）

- ・ 東京信用保証協会は、利用者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することで利用者の信用を補完し、金融機関は、東京都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。
- ・ 東京都は、利用者が東京信用保証協会に支払う信用保証料の補助や、金融機関に対する貸付原資の預託などにより、利用者の負担軽減や円滑な資金調達を図ります。



【お申込みの流れ】 ※ 融資のお申込み・ご相談先については裏面をご覧ください。

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申込みください。
東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
なお、①融資申込みにおいて必要となる書類の一部は、スプレッドシートソフトウェアの Microsoft® Excel®及び Adobe Acrobat Reader を用いての編集が可能です。以下をご参照ください。
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/syorui/>
- ③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。



※このパンフレットは、東京都中小企業制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については、審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。

融資のお申込・ご相談窓口

東京都

産業労働局金融部金融課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側	03 (5320) 4877
島しょ		
大島支庁 産業課	04992 (2) 4431	八丈支庁 産業課 04996 (2) 1113
三宅支庁 産業課	04994 (2) 1312	小笠原支庁 産業課 04998 (2) 2122



東京信用保証協会 (<http://www.cgc-tokyo.or.jp/>)

八重洲 支店 (千代田・中央・港・島しょ)	03 (3272) 3151	上野 支店 (文京・台東・北)	03 (3847) 3171
池袋 支店 (豊島・板橋・練馬)	03 (3987) 5445	渋谷 支店 (世田谷・渋谷)	03 (5468) 0135
五反田 支店 (品川・目黒)	03 (5447) 8250	葛飾 支店 (葛飾)	03 (5680) 0801
錦糸町 支店 (墨田・江東・江戸川)	03 (5608) 2011	大田 支店 (大田)	03 (5710) 3610
新宿 支店 (新宿・中野・杉並)	03 (3344) 2251	立川 支店 (八王子支店担当地域以外の多摩地区)	042 (525) 6621
千住 支店 (荒川・足立)	03 (3888) 7231	八王子 支店 (八王子・町田・日野・多摩・稲城)	042 (646) 2511

創業に関する相談・申込

上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受付けています。(創業アシストプラザ)

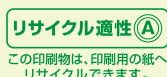
その他の相談窓口

東京都中小企業団体中央会	03 (3542) 0386	(公財) 東京都中小企業振興公社 (城東、城南、多摩各支社でも応じています)	03(3251)7881~2
東京都内の商工会議所・商工会			

備考

東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側 TEL 03-5320-4877 (直通)
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/youushi/>



東京都 制度融資

検索



印刷物規格表 第 4 類

印刷番号 (31) 92